

「かのや生活応援券」取扱店募集要領

エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者を支援するとともに、地域における消費の喚起・活性化に資するため、全市民に対して本市の店舗等で利用できる「かのや生活応援券」を配付します。

1 応援券の概要

名 称	かのや生活応援券
交付冊数	1人1冊 15,000円 (1,000円×15枚)
利用期間	令和8年7月1日(水)～令和8年9月30日(水)
交付時期	令和8年6月から順次配布予定
交付方法	ゆうパックによる全戸配布

2 取扱店登録資格等

(1) 登録資格

鹿屋市内に店舗や事業所等を有する事業者

(2) 登録できない店舗

内 容
①古物営業法第3条の規定による許可を受けた者で、同法施行規則第2条第13号で定める金券類を取扱う店舗等
②「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る店舗等
③特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている店舗等
④役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者等

(3) 応援券を利用できない商品・サービス

内 容	例
①換金性・投機性の高いもの、お買物券使用期間内に消費されない可能性のあるもの	商品券・ビール券・図書カード・共通入浴券・文具券・ギフト券・旅行券等の各種商品券、印紙、切手、プリペイドカード、有価証券、株等の個人による出資、電子マネーへのチャージ な

	ど
②たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入	たばこ
③出資や債務の支払い、事業者間の支払い	出資、仕入等の事業資金 など
④国や地方公共団体等への支払い	税、公共料金、宝くじ など
⑤その他消費の拡大につながらないもの	振込代金・手数料、電気・電話料金、土地・家屋の購入、家賃、保険適用の医療費 など

※LPガス使用料金については、応援券が利用できます。

3 登録店の申請手続き

(1) 申請方法

本募集要領に同意の上で、専用フォームから申し込み又は、「かのや生活応援券取扱店登録申請書」（様式第1号）に必要事項を記入し、通帳の写し（表紙及び表紙をめくって最初のページ）を添付のうえ、下記へ郵送してください。

※FAX、メール（申請書を添付）でも申請可



▲専用フォームQRコード

【送付先】

〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号
 鹿屋市 農林商工部 商工振興課 かのや生活応援券事務局
 TEL：0994-31-1164、FAX：0994-40-8688
 MAIL：syokou@city.kanoya.lg.jp

(2) 申請期限

応援券の利用期間の終了（令和8年9月30日）まで、申請を受け付けます。

(3) 取扱店登録

取扱店登録資格の確認後、取扱店登録証を発行します。

(4) 取扱店登録証・取扱店マニュアル等

取扱店には、取扱店登録証、取扱店マニュアル、取扱店表示用ポスター等を郵送します。

4 換金方法等について

取扱店に郵送する取扱店マニュアルにて御確認ください。

※換金手数料は不要です。